

## 本報告書の基本的な立場 (審議において重視してきたこと)

1. 明確な目的意識
  - ・各分野の教育内容に関する最小限の共通性の確認（日本の学位の意味するものを、大学のみならず、外国を含む社会に対して提示すること）
  - ・教育課程編成の改善支援（むしろ外形的な標準化から解き放つことにより、独自の教育目標に沿った実質的な教育課程編成を支援するものであること）
  - ・教育と社会との接続の重視（知識のための知識・学問のための学問ではないこと）
  
2. 教育内容に関する大学の自主性・自律性の尊重
  - ・教育内容（どのような理念・目的の下に、何をどう教え・学ばせるか）については、各大学独自の教育理念、学問並びに思想の自由が最大限尊重されるべきであり、第三者的な立場から、その「妥当性」を評価し得る一律の指標は存在しないと解するものであること
  
3. 全国の国公私立の多様な大学において教育の質保証に活用してもらえる包摂性
  - ・多様な学生がそれぞれの状況に応じてよりよい学びの機会を提供されることに積極的な意義を置くものであり、そのために活用してもらえるもの
  - ・このためには、柔軟な活用を許容する大綱的なものでありつつ、しかし同時に分野の本質をしっかりと抑えた枠組みであるべきこと
  
- (4. 市場の評価（学生及び学生を受け入れる社会）に向き合う大学の責任)
  - ・教育機会の社会的公平性や地域的均衡に留意しつつも、学生や社会から評価されない大学は、最終的には市場において淘汰されることも止むを得ないと考えること  
（教育課程編成の計画サイクルが、例えば卒業生調査や就職先調査など、社会と接続する局面での評価と何らかの形で結びついていることが望ましいと考える）
  - ・真に学生や社会に目を向けた大学の自己改善努力を促し、市場が正常に機能するためにも、教育内容の質保証に関する制度的な規制は最小限であるべきこと

## 中教審での審議について (検討資料)

### ○ 上記の考え方の是非

### ○ 公的な質保証システムとの関わりの在り方

- ・ 教育内容に関する大学の自主的・自立的な質保証の取り組みと、公的な質保証システムとの関わりの在り方について、審議いただきたいこと。またその中での、学術会議が策定する参照基準の位置付けについても、審議いただきたいこと
- ・ なおその際、自主的・自立的な質保証を、公的な質保証システムに制度的に接続して、結果として従属的な位置付け（最終的には公的な質保証システムの下での評価を受ける）とするのか、異なる領域の質保証を分担するものとして相互に対等な関係とするのが重要な検討課題となると思われること

(教育内容に関する単純で客観的な評価基準の設定が困難である以上、評価の根底に、政策的なインセンティブを背景とした是非の判定ということが置かれた場合、一方で評価手法の「精緻化」に、他方でたくさんの教育改善の「証拠書類」が用意される裏側での「形骸化」に帰結する事態が危惧されること。大学の責任は、市場の評価に向き合うことで最終的に果たされるものであり、教育内容の質保証のための評価においては、自己改善努力への信頼に基盤を置くことで、むしろ内容についての率直な批判も可能となると思われること。こうした考えについても吟味いただきたいこと)

### ○ 教育内容の質保証に関する基本認識

- ・ 教育内容の質保証に関しては、選別という観点に重点を置くのか、全体を充実するという観点に重点を置くのか、二つの立場があり得ること
- ・ 学術会議としては、教育に投入する資源を削減すべきものとして、人々の教育機会を狭める形で、選別に重点を置いた質保証枠組みを構想することについては、肯定できないと考えるものであること
- ・ この問題は、最終的には日本という国のグランドデザインの選択に帰着することであり、大所高所での審議をいただきたいこと